

令和6年度 第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1. 日 時 令和6年8月7日（水）14時から15時まで
2. 場 所 八戸市庁本館3階 議会第一委員会室
3. 出席委員 李澤 隆聖 副会長、熊坂 覚 委員、澤口 公孝 委員、中嶋 幸一郎 委員、上田 武男 委員、高橋 薫 委員
4. 事務局 佐々木 結子 福祉部長兼福祉事務所長、
長内 慎治 福祉部次長兼障がい福祉課長、
町井 健二 高齢福祉課長、江渡 聡子 地域包括支援センター所長、
町屋 茂 副参事、松井 純 主幹、柏崎 雄介 主査兼社会福祉士、
下平 英範 主査兼介護支援専門員

次第1. 開 会

■司会（江渡地域包括支援センター所長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は工藤会長、小川委員が欠席されておりますが、委員8名中6名の方が出席で、過半数以上の出席となっておりますので、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条のとおり、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、今年度最初の会議となりますので、委員の皆様を、お手元の出席者名簿の順に御紹介させていただきます。お名前を呼ばれましたら、その場で御起立の上、御一礼をいただければと存じます。

- ・委 員 熊坂 覚 様
- ・委 員 澤口 公孝 様
- ・副会長 李澤 隆聖 様
- ・委 員 中嶋 幸一郎 様
- ・委 員 上田 武男 様
- ・委 員 高橋 薫 様

本日は欠席されておりますが、会長 工藤 清太郎 様、委員 小川 あゆみ 様、以上8名の委員の皆様と進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に事務局の職員を紹介させていただきます。

- ・福祉部長兼福祉事務所長の佐々木 結子です。
- ・福祉部次長兼障がい福祉課長の長内 慎治です。
- ・高齢福祉課長の町井 健二です。
- ・地域包括支援センター副参事の町屋 茂です。
- ・同じく主幹の松井 純です。
- ・同じく主査兼社会福祉士の柏崎 雄介です。

・介護保険課の主査兼介護支援専門員の下平 英範です。

私は、本日の司会を務めます地域包括支援センターの江渡と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は工藤会長が所用のため、欠席でございますので、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第4項の規定により、李澤副会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■李澤副会長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより議事に入らせていただきます。本日は、事務局より5件の議案が提出されております。

(1) 令和5年度地域包括支援センター事業報告について

■李澤副会長

はじめに、(1) 令和5年度地域包括支援センター事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

それでは、令和5年度地域包括支援センター事業報告について、資料1により御説明いたします。委員の皆様には、事前に資料を配付させていただいておりますので、ポイントを絞って御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

まず1. といたしまして、本日開催しております地域包括支援センター運営協議会についてですが、昨年度は2回開催し、記載のとりの案件について御審議いただきました。

なお、第1回目につきましては、書面開催としております。

2. 総合相談支援業務についてですが、(1)は市包括及び高齢者支援センター12 か所が対応した総合相談の件数となっております。昨年度における高齢者支援センターの相談件数は8,317件となっており、令和4年度と比較して、約1,400件減少しております。

なお、令和5年度から高齢者支援センター業務委託の新たな委託期間が開始となり、4か所の高齢者支援センターが変更となっておりますが、市包括といたしましては、高齢者支援センターの運営が円滑になされるよう、各センターを訪問しての運営状況の確認や高齢者支援センターからの相談への対応等、後方支援を重点的に行ってまいりました。引き続き、相談窓口の周知と併せて、高齢者支援センターの支援を行い、相談対応が円滑に行われるよう努めてまいります。

相談内容の内訳ですが、例年同様、介護保険等のサービス利用に関する相談が最も多く、次いで、一人暮らしや認知症に関する相談が多く寄せられております。

2 ページを御覧ください。

相談者の内訳では家族が最も多く、次いで、本人、介護支援専門員、医療機関の順となっております。

(2) 困難事例及び虐待対応回数については、表に記載のとおりとなっております。

続いて、(3)高齢者見守りネットワーク事業についてですが、見守りネットワーク活動の普及・啓発のほか、高齢者見守りネットワーク連絡会の立ち上げ支援を行っており、昨年度末時点での、見守りネットワークの設置町内は43町内となっております。

見守りネットワーク事業につきまして、民生委員や町内会等の地域の関係者でネットワークを構築し、見守り活動を円滑に行える仕組みづくりを推進しておりますが、地域にはそういった体制が既にある地域が多く、既存の体制と連携を図りながら、無理のない見守り体制の構築に努めております。

3 ページを御覧ください。

3. 権利擁護事業の(1)成年後見制度利用支援状況についてです。認知症等により判断能力が低下し、契約行為や金銭管理が困難な高齢者を支援する成年後見制度ですが、親族等適切な申立人がいない場合に、市長が成年後見制度の利用申立てを行う市長申立て業務を行っており、令和5年度は9件の申立てを行いました。

次に、(2)高齢者虐待の取組状況についてですが、昨年度の虐待の新規相談件数は78件となっており、そのうち、虐待ありと判断したケースは69件となっております。69件の支援状況については、右側の表に記載のとおりです。

当市における養護者による高齢者虐待の特徴についてですが、虐待の種別では、身体的虐待、心理的虐待のケースが多くなっております。被虐待者について、性別では女性が多く、要因としては精神症状や認知症等によるもの多い傾向にあります。

また、虐待を行った養護者については、息子と夫からの虐待が多く、養護者側の要因としては、精神不安定や被虐待者との関係性を要因とするケースが多くなっております。

4 ページを御覧ください。

(4)啓発活動についてですが、資料記載のとおり高齢者虐待防止研修会を3回開催いたしました。

(5)市民後見推進事業についてですが、②市民後見人フォローアップ研修会は、八戸圏域で養成した市民後見人候補者の資質向上を目的に毎年開催しているものですが、昨年度は資料記載のとおりの内容で4回開催いたしました。

なお、この事業については、八戸圏域成年後見センター運営業務の一つとして、八戸市社会福祉協議会に委託をして実施しております。

5 ページを御覧ください。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についてですが、(1)包括的支援事業研修会は、介護支援専門員等が必要な知識・技術を習得することを目的に開催しているもので、例年どおり3回開催いたしました。各回のテーマや出席者数等については、資料記載のとおりとなっております。

(2)地域ケア会議についてですが、高齢者の個別課題を検討する地域ケア会議個別会議は54回、地域の共通課題の解決策を協議する地域ケア会議圏域会議は13回、高齢者支援センターにおいて開催いたしました。

また、新たな資源開発や政策形成等を図る地域ケア会議推進会議は、市包括において1回開催しております。

(3)介護支援専門員に対する個別支援については、高齢者支援センターにおいて127件の相談を受けており、相談内容等については6ページに記載のとおりとなっております。

7 ページを御覧ください。

5. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務については、記載のとおりとなっております。

6. 在宅医療・介護連携推進事業については、8ページにかけて記載しておりますが、(1)八戸市医療と介護の多職種連携研修会を1回、(2)八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会を2回、それぞれ開催しております。

7. 生活支援サービスの体制整備についてですが、(1)八戸市生活支援体制整備推進協議会を2回開催しております。

また、(2)住み慣れた地域での生活を考えるワークショップは、第1回目を河原木団地で、第2回目を江陽地区で、それぞれ開催いたしました。

9ページを御覧ください。

8. 認知症施策の推進について、御説明いたします。

(1)認知症地域支援推進員の配置についてですが、市包括と高齢者支援センターの専門職が兼務をする形で計27名配置し、認知症の方等への支援を実施しております。

(2)八戸市認知症ケアパス認知症たすけるすけの改訂については、認知症の本人の作品や声を盛り込む等、内容の更新を行い、市包括窓口の他、関係機関で配布いたしました。

(3)認知症初期集中支援事業では、認知症の人やその家族等に対し、訪問や観察・評価、家族支援等の初期支援を実施しており、普及啓発の他、2か月おきに年6回開催する認知症初期集中支援チーム員会議におけるケースの検討や、市が行う各種認知症施策に関する検討を行う八戸市認知症総合支援検討会議を1回開催いたしました。

10ページを御覧ください。

(4)高齢者福祉合同研修会については、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施しており、昨年度は、ぴんぴんころりの秘訣をテーマに開催し、123名が参加いたしました。

9. 介護予防・生活支援サービス事業について、通所型及び訪問型介護予防事業の利用状況については、資料記載のとおりとなっております。

なお、通所型については、令和5年度から運動機能向上と認知症予防を統合し、運動・認知複合型プログラム事業として新たに開始しております。

また、訪問型の日常生活支援についても、令和5年度途中から、うみねこヘルパーと愛称を設定したほか、ヘルパーの養成研修を実施する等、サービス提供体制の充実を図っております。引き続き、事業の利用により重度化防止・自立支援が図られるよう、対応してまいります。

11ページを御覧ください。

10. 任意事業である家族介護支援事業のあんしんカード事業については、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施しており、昨年度末時点で368人の方が登録しております。この事業については、認知症等により自宅に帰れなくなる恐れのある高齢者を、事前に市包括及び警察に登録しておく仕組みで、警察が高齢者を保護した際の本人特定や家族の連絡先の確認等に活用されております。

11. その他についてですが、高齢者支援センター業務の運営状況の確認や、効率的・効果的な運営等に向けて、市包括と高齢者支援センターで情報交換、意見交換等を行う、高齢者支援センター関係職員会議を3回開催いたしました。

12ページを御覧ください。

12. 高齢者保健福祉サービスに関する啓発活動及び13. 地域包括支援センター推進事業

の実績については、記載のとおりとなっております。

以上で、令和5年度の事業報告に関する説明を終わります。

■李澤副会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■高橋委員

3ページの八戸市における養護者による高齢者虐待の特徴についてですが、このような事例を包括支援センターで把握した後、どう対処しているのかお聞きしたいと思います。

それから、7ページの在宅医療・介護連携推進事業の12月20日に行われた研修会の実践報告の中身を簡潔でよいのでお聞きしたいと思います。

次は、9ページの8の(2)ですけれども、令和5年度は認知症の人の作品や声を盛り込むとありますが、その当事者の声を盛り込んだ掲載内容というのがどのようなものだったのかを教えてくださいと思います。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

69件のケースがあって様々な対応状況があるので、全て同じというわけにはいかないのですが、基本的には、まず虐待を受けた方又は虐待をしてしまった方に、それぞれ高齢者支援センターが訪問して話を聞くとともに、安否確認というか、怪我を負ってないか等、虐待を受けたときの状況の事実確認をさせていただきます。

その上で、虐待の防止に向けて対応していくのですが、例えば、虐待をしてしまった方が何らかの病気をお持ちで、自宅での生活が難しいのであれば、病院の受診や入院に向けた支援をします。

それとは逆で、認知症のある母の介護が大変で息子がつい手が出てしまうというケースは、介護負担の軽減に向けた支援をします。在宅を継続するか、または分離して入院や施設に入るか等の判断をしながら対応しております。

■高橋委員

分離したほうがよいけれども施設に空きがなく入れないという話も聞くのですが、そのような場合はどうなるのですか。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

市内で別に住んでいる娘や息子に入所が決まるまでの間、引き受けてもらえないか検討します。引き受けてもらえない場合は、ケアマネジャー等と共有して、重点的に見守りを行うことにより再発防止に努めております。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

市内に2か所、生活支援ハウスというものがあり、施設が空くまで一時的に活用することもあります。

■李澤副会長

養護者が息子、夫、娘とありますが、お嫁さんというケースもありますか。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

ケースとしては少ないのですが、あります。

■李澤副会長

分かりました。それでは2つ目、3つ目の質問に関してお答えをお願いします。

■事務局（松井主幹）

医療と介護の多職種連携研修会ですが、テーマは人生の最終段階を地域で支えるという

ことで、各事業所の方から発表していただきましたけれども、高齢者が亡くなる場所は、昔は自宅というケースが多かったのですが、核家族化の進展に伴い、病院で亡くなるというケースが8割ぐらいとなり、それが今、介護保険制度始まって24年目ですけれども、病院で亡くなる方が少しずつ減っていき、代わりに介護施設や有料老人ホーム等で亡くなる方が増えてきております。

実際どのような看取りをしているかというところですが、介護老人福祉施設や特別養護老人ホームでの看取り、それから、昨今増えておりますけれども有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの集合住宅での訪問看護といったサービスを使いながら看取りをしていくケース、それから、自宅でヘルパーとか訪問看護師による看取りをするケース、大きく分けてこの3つについて、各事業所の方から取組や家族へのフォローという部分も含めてお話をさせていただいたところでございます。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

認知症ケアパスを作るに当たりまして、今回は表紙に認知症の方の作品を掲載しており、これまでの認知症の人ができないところを支援していこう視点というよりは、できるところを見て一緒にできるように関わっていこうという内容を盛り込んでおります。

最後の方には、認知症の方の本人の声ということで、このようにしてほしいという本人からの目線の声掛けを掲載いたしまして、認知症の方を支援する、支援しないではなく、一緒にできることを考えていこうという内容に変更しております。

また、認知症の施策全体につきましても、認知症の方からどのようにしたら住みやすいかということを直接職員がお伺いして声を聞いて歩いており、それを活かしていければと思います。

■澤口委員

虐待についてなんですが、相談する窓口の在り方というのをどのように考えていらっしゃるか。一番先にまず悩んでいるのが、どこに言えばいいのか、と。市の方でのPRの仕方もちろんあるでしょうけれども。あと一つは、傷害事件になりかけたとき、警察沙汰が当然発生するわけで、そのときの市と警察との対応の連携をどう考えていらっしゃるかということをお聞かせいただければと思います。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

まず、相談窓口、通報窓口ですが、高齢者虐待に関しましては、高齢福祉課内に設置しております地域包括支援センター、もしくは各地域に設置しております市内12か所の高齢者支援センターを窓口ということで設定をしております。

そこには、本人や家族からの相談、またはケアマネジャーから自宅に訪問したときにこういう状態を確認したということで、高齢者支援センターに相談をいただいて、そこから虐待という形の対応に流れていく場合もあります。

ホームページや様々な機会に窓口を周知していますが、十分であると言われると、まだ周知が行き届いてない部分もあるかもしれないので、そこは引き続き機会を捉えて周知していきたいと思っております。

2点目の警察との連携ですが、ただいまお話したように、相談窓口が市包括や高齢者支援センターになっておりますが、第一報が本人から警察に入り、警察が出動して虐待の状態を把握し、警察から高齢福祉課や高齢者支援センターに通報いただくケースもかなりの数あります。

その時点で連携して対応していきますし、高齢者支援センターや市包括だけが関わっていたケースで、ちょっとこれは事件感があるかもしれない場合に関しましては、家族等に警察への相談を提案する場合がありますし、場合によっては、警察と直接、市包括や高齢者支援センターが情報共有をして、再発防止に向けた対応を連携で行うという流れがあります。そういった形で連携をとっております。

■澤口委員

やはり、高齢の方やその家族が一番先にどこに声を出せる環境なのかを御存知かということがあります。今はケアマネという制度が浸透していることもあり、ケアマネの方にどんどんそういう話がいく、そうすると当然センターに話がいきやすい、けれども、実際の傷害となったときの警察との対応っていう部分が、もうちょっと具体化してアピールされないものかなという気がします。

昔、徘徊でどこに行ったかわからない高齢の方がたくさんいた時代、市と警察が連携し、そこにタクシー会社が入って、お互いに情報交換し合おうという制度がありました。そのようなお互いに連携できる部分を、もうちょっと市民の方にもアピールする、それからケアマネの方たちが、もっとそれをPRして歩ける情報というものを作ってもらえないものかなと思っております。

■事務局（町井高齢福祉課長）

ただいまの御意見に関しまして、一つ御紹介させていただきます。

11 ページの 10. 任意事業で先ほど御説明いたしました、あんしんカード事業というものがございます。

委員からお話のあったような認知症等により自宅に帰ることができなくなる恐れがある人の情報を市に登録し、番号を記載したカードをお配りします。警察はその番号で、住所、氏名、顔写真を登録しておりますので、警察もすぐ保護して御自宅に御連絡するというケースが、集計は取っていないようですが毎月何件かあり、あんしんカードを使っていることによって助かりましたというお声もいただいておりますので、機会を捉えて周知していきたいと思えます。

■高橋委員

このあんしんカードは、家族が申し込んで本人が何か首に下げるのですか。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

市で登録いただいたときに番号を決め、カードには、その番号と何かあったときには市包括が警察に電話してくださいとだけ書いてあります。

基本的な使い方として、理想としては、本人も自分が認知症で帰れなくなるということを自覚した上で、家族と一緒に登録をしていただいて、例えば杖やリュック等、外出するときに持ち歩くものの見える場所に下げるとか、携行していただくことを想定しています。

ただし、中には認知症であるという自覚症状がなく、でも家族は不安で困っているという場合もありますので、そういう方に関しても、家族の方がこっそり申請されることも結構あります。

そのような場合には、カードを持ち歩いてほしいと本人に言っても本人は嫌だと言うでしょうから、シャツとか靴下とかに番号を書いておくと、警察が保護したときに、本人の持ち物等に数字とひらがなの羅列で番号があると、あんしんカードの台帳を調べて、本人だと分かるという方法もあるので、相談内容に応じて、そういう方法もありますというこ

とを申請いただいた方に情報提供させていただいております。

■李澤副会長

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になれば、令和5年度地域包括支援センター事業報告について、了承することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■李澤副会長

それでは、令和5年度地域包括支援センター事業報告について、承認することといたします。

(2) 令和5年度地域包括支援センター事業評価について

■李澤副会長

次に、(2) 令和5年度地域包括支援センター事業評価について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（町屋副参事）

それでは、令和5年度地域包括支援センター事業評価について、資料2により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1. 概要及び目的ですが、地域包括支援センターの事業について評価を行い、必要な措置、機能強化を図っていかなければならないとされていることから、国において全国統一の評価指標を策定し、平成30年度より実施しているものです。

こちらの評価結果を踏まえ、センターの設置者や市町村が事業の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築・深化を推進することを目的としております。

2. 評価時点及び対象年度ですが、評価指標によって時点と年度が定められており、時点の場合は令和5年4月末時点、年度の場合は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

3. 評価指標の概要ですが、評価分野は7分野となります。

組織運営体制等のほか、個別の事業として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、また、事業間連携ということで、社会保障充実分の在宅医療・介護連携推進事業や認知症初期集中支援事業、生活支援体制整備事業等の進捗状況の評価する分野で構成されております。

指標は市町村と地域包括支援センターそれぞれで設けられており、市町村は計59項目、地域包括支援センターは計55項目となっております。

次のページを御覧ください。

4. 事業評価結果ですが、(1)八戸市の実施状況につきましては、組織運営体制等を除く評価分野の全ての項目において、全国平均を上回る結果となっております。

全国平均を下回った組織運営体制等の主な項目につきましては、下段の表を御覧ください。

まずは、センターにおいて、3職種が配置されているかという項目ですが、法律等にお

いては、それぞれの職種について、準ずる者の配置も認められておりますが、事業評価では、準ずる者を含まない形で評価することとなっており、それも未実施の要因の一つとなっております。

次にセンター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているかという項目ですが、例年、4月に開催している高齢者支援センター関係職員会議において、研修計画を示しておりましたが、委託法人の公募等もあり、令和5年度の研修計画の策定に時間を要してしまい、年度当初に示すことができず未実施となりました。

なお、4月には示すことができませんでしたが、その後、随時、高齢者支援センターに対して研修計画を示しております。

また、今年度は、例年どおり4月に示しております。

次のページを御覧ください。

(2) 高齢者支援センターの実施状況ですが、市内12の日常生活圏域に設置している高齢者支援センターの平均と全国平均を比較したレーダーチャートになっております。

高齢者支援センターの実施状況の平均は、全ての評価分野で全国平均を下回っておりますが、令和4年度実績を評価する項目が大部分を占めており、令和5年度から新たに受託したセンターが回答できなかった項目については、実施していないものとして集計されているため、低くなったものです。

参考までに、令和4年度から継続しているセンターのみで平均を算出した場合、全ての評価分野で全国平均を上回っておりましたので、適切に運営されているものと認識しております。

下段の表は主な未実施項目ですが、こちらは年度の評価ではなく、令和5年4月時点の評価項目のうち、未実施であった項目であり、八戸市の評価と同様に、3職種の配置及び研修計画に係るものとなっております。

3職種の配置につきましては、受託法人に人員の確保に努めていただくとともに、市地域包括支援センターは、高齢者支援センターの業務に支障が生じることのないよう、後方支援等に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

■李澤副会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、令和5年度地域包括支援センター事業評価について、了承することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■李澤副会長

それでは、令和5年度地域包括支援センター事業評価について、承認することといたします。

(3) 令和6年度地域包括支援センター事業計画について

■李澤副会長

次に、(3) 令和6年度地域包括支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（柏崎主査兼社会福祉士）

それでは、令和6年度地域包括支援センター事業計画について、資料3により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

令和6年度八戸市地域包括支援センターの体制については、(1)の設置概要に記載のとおり、引き続き、高齢福祉課内に設置する基幹型地域包括支援センター1か所と外部委託の高齢者支援センター12か所の体制となります。

続いて、(2)の職員配置状況についてですが、資料記載のとおり、今年度は6月末時点で計68人名の体制となっております。

2 ページを御覧ください。

こちらは、市包括の担当地区の分担表になります。市包括の専門職を2～3名ずつ3チームに分け、各チームが4か所の高齢者支援センターを担当し、ケースの相談や運営状況に関する相談に対応する体制をとっております。

3 ページを御覧ください。

3. 令和6年度 八戸市地域包括支援センター事業計画について、御説明します。

今年度も、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、『高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりに努める』ことや『介護予防の普及啓発を図る』こと等の目標に向け、(3)に記載しております各事業を進めてまいります。

具体的な取組といたしましては、(4)事業実施計画に記載のとおりとなります。

①共通の支援基盤事業では、地域包括支援センターの公正かつ中立な運営の確保を図ることを目的として、運営協議会の開催や地域住民に対する広報を行います。

②包括的支援事業のア. 総合相談支援業務については、各種相談への対応のほか、高齢者町内見守りネットワーク連絡会への支援等を引き続き実施してまいります。

イ. 権利擁護業務については、高齢者虐待への対応のほか、4ページにまいりまして、成年後見制度の利用の促進や八戸圏域成年後見センターの運営を行ってまいります。

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント業務については、包括的支援事業研修会の開催を年3回計画しているほか、各高齢者支援センターが開催する地域ケア会議個別会議及び圏域会議に関して、それぞれ記載のとおり目標回数を設定しております。市といたしましては、計画的な実施に向けて支援を行ってまいります。

また、地域における介護支援専門員のネットワーク構築及び介護支援専門員に対する個別支援を行ってまいります。

エ. 在宅医療・介護連携の推進については、資料記載のとおり意見交換会を年2回や研修会を年1回開催してまいります。

オ. 認知症施策の推進についてですが、市包括及び高齢者支援センターへの認知症地域支援推進員の配置のほか、認知症総合支援検討会議の開催や、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として実施している高齢者福祉合同研修会の開催を行ってまいります。

カ. 生活支援サービスの体制整備については、資料記載のとおり協議会の開催やコーディネーターの配置を行ってまいります

続きまして、③介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、ア. 介護予防・生活支

援サービス、イ.一般介護予防事業及びウ.介護予防ケアマネジメントの3つの事業について、記載のとりの内容で実施してまいります。

5ページを御覧ください。

④家族介護支援事業、⑤指定介護予防支援事業、⑥その他については、資料記載のとおりとなっております。

また、5ページ中段からは、介護予防センターにおいて実施する事業を掲載しておりますので、参考としていただければと思います。

続きまして、6ページから7ページに渡りますが、こちらには市包括と高齢者支援センターの業務内容と役割分担を掲載しております。

市包括は、高齢者支援センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行うほか、地域包括ケアシステムの構築・深化のために、国が重要施策として推進しております認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携の推進、生活支援体制の整備、地域ケア会議の充実及び総合事業における多様なサービスの実施に重点的に取り組むこととしております。

次に、8ページから9ページに渡りますが、こちらには各高齢者支援センターにおける今年度の重点活動と目標を掲載しております。

各高齢者支援センターでは、それぞれの地区の状況に合わせ、認知症高齢者を支える地域づくりや地域における見守り体制の構築、介護予防の意識啓発、災害時対応も想定した高齢者への支援、地域住民や関係機関との連携強化に向けた取組等を重点活動及び目標としております。

以上で、説明を終わります。

■李澤副会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

私から一つあるのですが、市の包括支援センターがバックアップしてくれるので安心だとは思いますが、やはり高齢者支援センターの職員の方々があつてのセンターだと思います。それを考えると、カスタマーハラスメントについての研修会もしていただかないと本当に職員の方々が疲弊していくと思いますので、今後、御検討願えればと思っております。

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になければ、令和6年度地域包括支援センター事業計画について、了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■李澤副会長

それでは、令和6年度地域包括支援センター事業計画について、承認することといたします。

(4) 八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について

■李澤副会長

次に、(4) 八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（下平主査兼介護支援専門員）

それでは、八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、資料4により御説明いたします。

1. 改正の理由ですが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員について、柔軟な配置を可能とするとともに、その他規定の整備をするため、改正したものです。

2. 改正した条例ですが、八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例となります。

3. 改正の概要ですが、(1)、(2)とも地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に、地域包括支援センター、高齢者支援センターの人員基準を緩和するものとなります。

(1)センターの職員の員数について、常勤換算方法、非常勤職員によることを可能としますが、この場合であっても、2人以上の常勤の専門職の配置が必要なことを規定するものです。

(2)複数のセンターが担当する区域を一つの区域として、その区域内の第一号被保険者数に応じて、常勤の専門職を配置することにより、区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすことを可能とします。ただし、この場合であっても、(1)と同様に2人以上の常勤の専門職の配置が必要となります。なお、現行の規定は、3,000人以上6,000人未満ごとに、常勤専従の3人の専門職の配置が必要となっております。

4. 施行期日ですが、公布日である令和6年6月19日となっております。

■事務局（町屋副参事）

ただいま、御説明いたしました条例の一部改正に関連いたしまして、御審議いただきたいことがございます。

先程、改正の概要において御説明したとおり、地域包括支援センターの人員基準の緩和につきましては、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合と規定されております。

今回改正した人員基準のうち、(1)で御説明したセンターの職員の員数について、常勤換算方法によることを可能とするという人員基準に関して、今後、各高齢者支援センターが非常勤職員を配置することについて、本日の協議会において、予め御審議いただきたいと考えております。

現状、3職種の人材が不足していること等の理由により、一部センターにおいて、職員の欠員が生じている状況もありますことから、今後、各高齢者支援センターにおいて、非常勤職員を配置することも想定されます。

そのような場合、都度、協議会を開催し、承認をいただくという流れとなれば、高齢者支援センターの業務の円滑な実施に支障をきたす可能性も考えられることから、各高齢者支援センターが非常勤職員を配置することに関して、予め御承認いただきたく存じます。

以上で、説明を終わります。

■李澤副会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■高橋委員

非常勤にすることによって、仕事の何かに差し障りが出るのでしょうか。

■事務局（江渡地域包括支援センター所長）

職員を確保しやすい状況ができると欠員のままというよりは、人員確保がされるので、より円滑になることを期待しています。

■上田委員

人件費はどうなりますか。

■事務局（町屋副参事）

非常勤職員の勤務分に関しては、委託料の対象となります。

■李澤副会長

非常勤職員の配置について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

■李澤副会長

それでは、八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について、承認することといたします。

（５）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■李澤副会長

次に、（５）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（松井主幹）

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、資料５により御説明いたします。

本件は、法令において指定介護予防支援の一部を委託する場合には地域包括支援センター運営協議会において審議することとされていることから、お諮りするものです。

本日は、資料に記載しております３つの事業所につきまして、御審議をいただきますが、利用者の円滑なサービス利用の観点から、一部の事業所について既に委託契約を締結しておりますので、事後承認をいただけますようお願いいたします。

社会福祉法人久慈市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所は、要支援認定者が当市に住民票をおいたまま、岩手県久慈市で生活しながら介護サービスを利用したいとの申し出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防支援等を行うものです。

続きまして、ケアプランセンターふきのとう、難病・がん特化型介護相談所いぶきについてですが、当市内に所在する事業所でございます。

今般、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務受託したいとの申し出があり、今後、市内の高齢者支援センターからの委託が見込まれることから、御承認いただきたく存じます。

以上で、説明を終わります。

■李澤副会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■澤口委員

八戸市の場合、市社協も含めてどれぐらいの依頼があるのでしょうか。

■事務局（松井主幹）

毎年、10～15 件ある状況です。本来であれば、実際住んでいるところに住所を置いて、住所地の包括支援センターと契約を結ぶのですが、色々な事情があり親族のところで生活される方もいらっしゃるの、そのような方に関してはこのような方法で委託しております。

■澤口委員

社会福祉協議会は公的な機関という見方ができるけれども、他の事業所については、どの程度調査されているのでしょうか。

■事務局（松井主幹）

3つのうちの2つの事業所に関しましては、八戸市の居宅介護支援事業所の指定を受けておりますので、そこで資格を持ったケアマネジャーがいるということは確認しております。実際はどういった形で利用するかといいますと、八戸市内に住んでいる方が、それぞれ12 圏域の高齢者支援センターからの委託を受けて、介護予防のケアプランを作るという流れになっておりますので、特に職員の人員確保という部分に関しては、指定をする際に現地にて確認をさせていただいております。

■李澤副会長

その他、御意見・御質問はありませんか。

他になれば、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局案のとおり了承することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

■李澤副会長

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

議事は以上ですが、その他、皆様から何かございませんでしょうか。

■熊坂委員

もう10 年ぐらい包括支援センターの運営協議会に携わってきて、毎度言うのですが、事業計画案の中に具体的な口腔関連のものが出てこない、市役所に歯科衛生士をということをずっと言っております。

宮古市には口腔保健だけではなく、全ての保健業務に関わっている歯科衛生士が3 人います。そうすると、事業計画にやはり口腔関連のものが入ってきて、歯科イコール入れ歯というイメージから脱却しているような形ですね。まだまだ八戸市は、歯科イコール入れ歯というイメージがずっと抜けておらず、実はそうではなくて、QOL に対してものすごく重要なポジションを担っています。だから、何とかこの事業計画の中にも、もうワンステップ口腔関連事業というものが入ってきて、QOL の向上に非常に役に立ってくるということを具体的に少しずつ盛り込んでいってはどうか、歯科衛生士が1 人いるだけでも全然違うと思いますので、少し考えていただければいいのかなと思います。

■澤口委員

私も介護保険の審査会の仕事をずっとやってきていつも思うのですが、歯科医の先生がたくさん委員の中にいらっしゃるけれども、審査を受ける人たちは、歯というものの意識がすごく少ないし、歯磨きとかの項目はあるが、実際、治療に対してとか口腔の疾病に関

する具体的な知識はないし、ケアマネの方々も歯に関しては、歯医者を紹介しようとなるかもしれないが、具体的にそれがどういう疾病に繋がるのかまでは分からない。

やはりそういうところを盛り込んでいけたらいいのかな、と。確かに歯科衛生士の配置も必要でしょうけれども、私はもっと歯科医の先生方の協力っていうのを活用できないのかなと思います。せっかく歯科医師会があるのですから、そのようなところへの交渉も含めて、計画の中に含めてほしいと思います。

■李澤副会長

その他、御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。

次第3. 閉会

■司会（江渡地域包括支援センター所長）

御審議いただきましてありがとうございました。次回の運営協議会は令和7年2月上旬に開催する予定です。内容といたしましては、令和7年度の地域包括支援センターの運営方針に係る審議等を予定しております。

時期が近づきましたら、御案内差し上げますのでよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、令和6年度第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。